

関係法令抜粋

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等によりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 市長は、事業活動に伴って多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成及びその提出を指示することができる。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

○中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

(事業者の協力)

第4条 条例第4条第3項の規定により市長が事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成及びその提出を指示することができる事業者は、次のとおりとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条に規定する特定建築物を所有する事業者
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (3) その他市長が必要と認める事業者